

120年ぶりの民法改正！ 中小企業に与える影響と対策

～対策をしないなどありえない～

講師 弁護士 岡 篤志

2020.7.9

本日お話をすること

1 はじめに

4 解除

2 消滅時効

(約款)

3 保証契約

6 まとめ

なぜ民法が改正された？

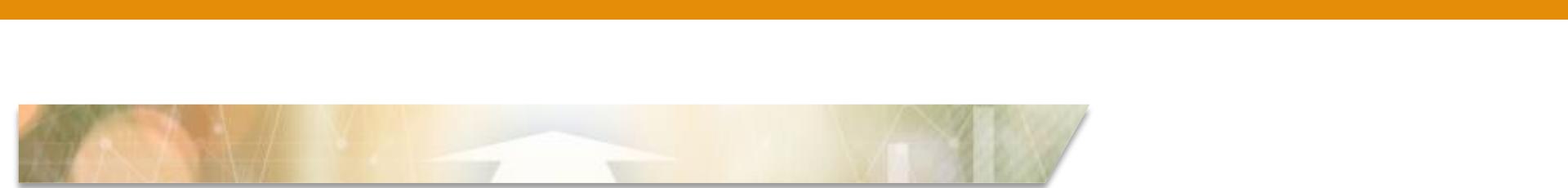


なぜ改正されたのか

民法の債権関係の規定は約 120 年間
ほとんど変わっていなかつた



社会・経済への対応
国民一般に分かりやすいものへ



いつから変わっているのか

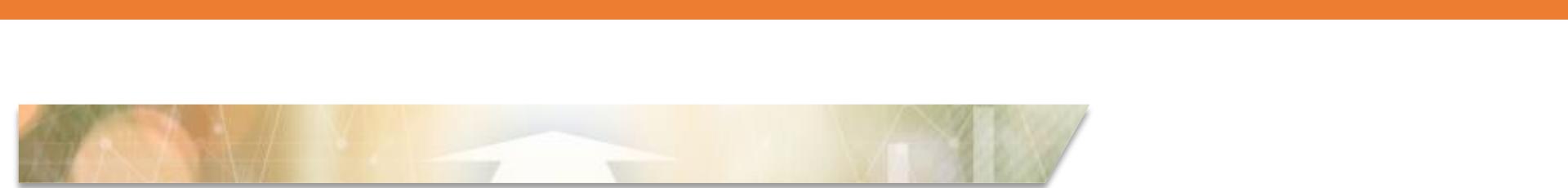
令和2年（2020年）4月1日

すでに施行されています



消滅時効





消滅時効とは

権利を行使しないまま
一定期間が経過した場合に
その権利を消滅させる制度

2012年（平成24年）6月1日



江銀行



山下先生

1年後に返してね！！

100万円



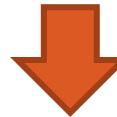
岡

時系列

2012年6月1日
貸し付け

2013年6月1日
弁済期

2020年7月9日
現在



旧民法

銀行による金銭貸付は**5年**で消滅時効



消滅時効を援用できる

時系列

2012年6月1日
貸し付け

2013年6月1日
弁済期

2020年7月9日
現在



2018年6月2日
消滅時効完成

旧民法

山下先生による金銭貸付は**10年**で時効



消滅時効を援用できない

時系列

2012年6月1日
貸し付け

2013年6月1日
弁済期

2020年7月9日
現在



2023年6月2日
消滅時効完成

新民法

債権者が

権利を行使することができるることを知った時から5年

権利を行使することができるときから10年

検討

(もし、2012年6月1日の時点で新民法が適用されていた場合…)

- ・2013年6月2日から時効が進行
- ・2018年6月2日の時点で消滅時効が完成



江銀行・山下先生からの請求

ともに時効を援用できる

時系列

2012年6月1日
貸し付け

2013年6月1日
弁済期

2020年7月9日
現在



2018年6月2日
消滅時効完成

旧民法

	起算点	時効期間	具体例
原則	権利行使することができるときから	10年	個人間の貸金債権
職業別	権利行使することができるときから	1年	飲食料・宿泊料など
		2年	弁護士の報酬、小売商人・卸売商人等の売掛金など
		3年	医師・助産師の診療報酬など
商事	権利行使することができるときから	5年	商行為によって生じた債権

新民法

	起算点	時效期間	具体例
原則	知ったときから	5年	
	権利を行使する ことができるときから	10年	

検討してみましょう





ホールインワンしたら
食事をごちそうするよ！



山下先生

岡

2020年（令和元年）8月1日
ホールインワン達成

時系列

2020年7月1日
約束

2020年8月1日
条件成就

2030年8月1日
消滅時効完成



知ったとき！？

注意点

～時効が完成する前に～

- ◆ 不良債権発生を防ぐためには、数ヶ月支払いが遅れたら放置しないことが大切！
- ◆ 売掛金や工事代金等の時効期間は5年に延びるが、放置すると債務者の経済状況の悪化等で不良債権化のおそれがある！

注意点

～時効が完成する前に～

- ◆ 不良債権発生を防ぐためには、数ヶ月支払いが遅れたら放置しないことが大切！
- ◆ 売掛金や工事代金等の時効期間は5年に延びるが、放置すると債務者の経済状況の悪化等で不良債権化のおそれがある！

対策
～時効が近づいてきたときは～

債務者による**債務の承認**

新たに5年の時効期間がスタート！！
(時効の更新)

対策 ～時効が近づいてきたときは～

債務の承認には

- ・一部の弁済
- ・残高確認
- ・返済の猶予
- ・分割支払いのお願い

も含まれる





保証契約 ～公正証書～



保証とは

主債務者が債務の支払をしない場合に
これに代わって支払をすべき義務のこと

のび雄は、ジャイ太から100万円の借り入れの連帯保証人になるよう頼まれた。



100万円



ジャイ太

保証契約



のび雄

旧民法

書面で保証契約を締結

保証契約は有効に成立

新民法

- ①事業用の融資について
- ②個人が保証人となる場合

保証の意志を**公正証書**で表明

のび雄は、ジャイ太から事業資金100万円の借り入れの連帯保証人になるよう頼まれた。



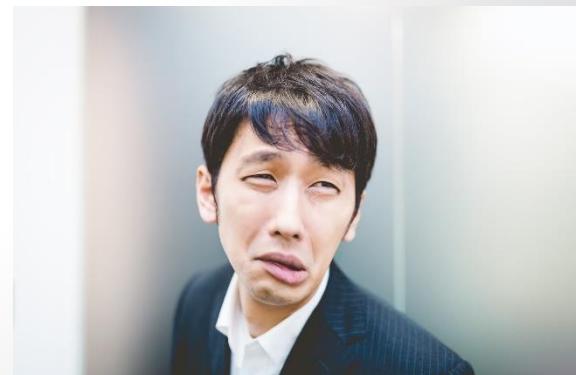
事業資金100万円



ジャイ太



保証契約



のび雄

100万円が事業資金の場合

公正証書の作成が必要

公正証書がない場合は保証契約は

効力を生じない

のび雄は、ジャイ太から車の購入資金100万円の借り入れの連帯保証人になるよう頼まれた。



車両代100万円



ジャイ太

保証契約



のび雄

車の購入資金の場合

公正証書は**不要**

書面による契約書を作成すれば

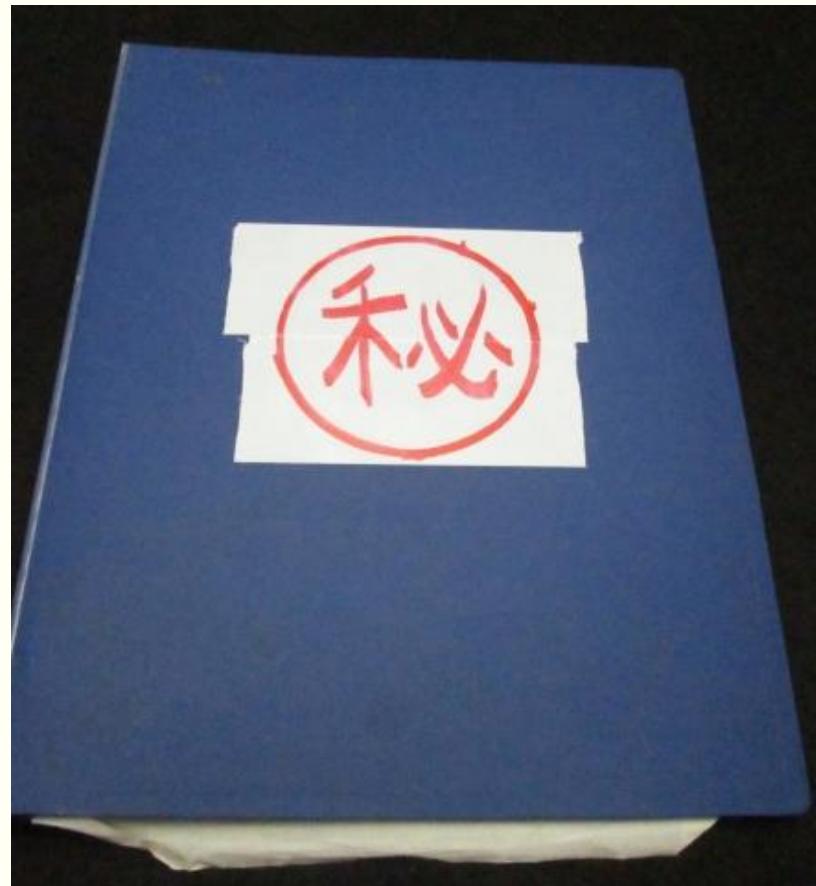
保証契約は有効である

公正証書作成の例外

いわゆる 「経営者」	法人である主債務者の理事, 取締役, 執行役, これらに準ずる者
いわゆる 「大株主」	法人である主債務者の総株主の議決権の過半す るを有する者
共同経営者 配偶者	法人ではない主債務者と共同して事業を行う者 法人ではない主債務者の事業に現に従事してい る主務者の配偶者



保証契約 ～情報提供義務～





1000万円



鯉銀行

事業は順調です！

金 無雄

保証契約



富 滿

旧民法

錯誤無効・詐欺取消などの主張をする

連帯保証契約の有効性を争ったとしても
認められるかは不明

新民法（情報提供義務）

①財産及び収支の状況

②主たる債務以外に負担している債務の有無並
びにその額及び履行状況

③主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとしているもの
があるときは、その旨及 内容

検討してみましょう



- 借入や収支の状況について情報を提供なし
- 他に債務はなく黒字経営が継続していると誤認

保証契約を取り消すことができる

注意点



保証契約自体が
無効になる可能性



社内ルールの見直し
義務を履行したことの記録化

貸室賃貸借契約書

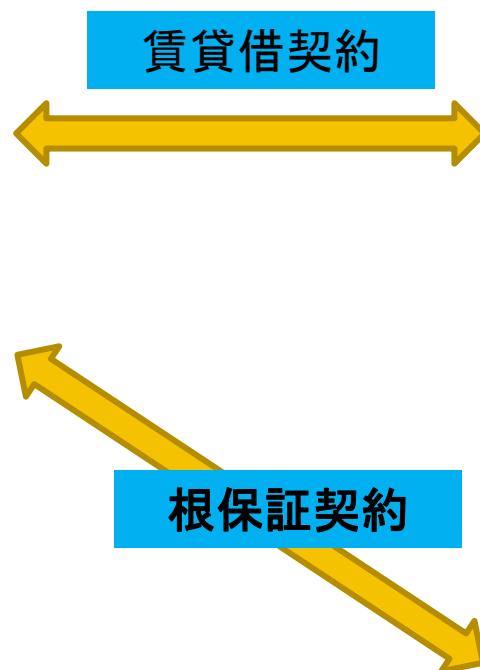
を甲、賃借人を乙、乙の連帯保証人を丙として、
各を承諾し賃貸借契約を締結する。甲、乙、丙は互
に譲り合て契約書3通を作成し、甲方（2通）、

保証契約 ～根保証～

大家さんは借子に201号室を賃貸した。叔父のホシヨ男が根保証人になった。



大家



借子



ホシヨ男

根保証とは

一定の範囲に属する不特定の
債務について保証する契約

例)

- ・子の賃貸借契約で親が賃料などをまとめて保証
- ・取引先に対して負担する債務をまとめて保証

極度額の定めがなくても
根保証契約は**有効**

旧民法

- ・水漏れ事故を起こし 500 万円の損害を与えた
- ・賃料を半年滞納した



叔父のホショ男は保証人として責任を負う

新民法

極度額の定めがなければ
根保証契約は効力を生じない

根保証契約を締結する際は
必ず**極度額**を定める

注意点



根保証契約を締結する場合は
極度額を定める



契約書の変更

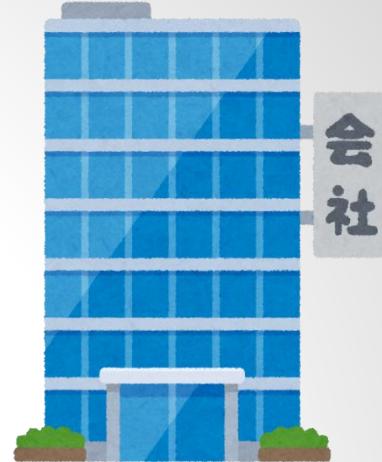
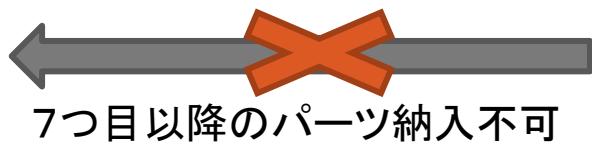
解除

サブタイトル



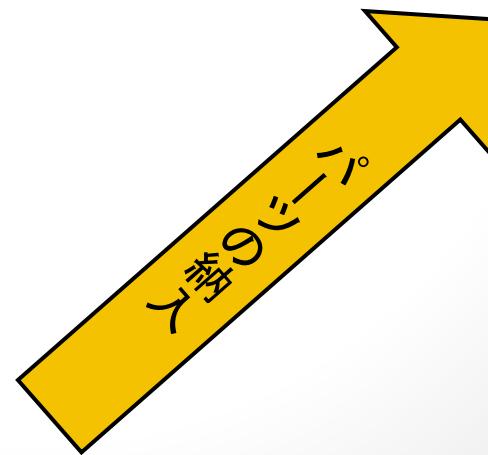


買主



販売業者

製造業者



新民法（帰責事由が不要）

債務者の責に帰すべき事由（帰責事由）
が**不要**

新民法（軽微性）

- ・催告解除

債務不履行の程度や態様が軽微

催告解除が**不可**

新民法（無催告解除）

旧民法	旧民法の解釈		新民法
履行の全部又は一部の不能	履行の全部不能により契約の全部解除		542条1項1号
	履行の一部不能により契約の全部解除		542条1項3号
	履行の一部不能により契約の一部解除		542条2項1号
定期行為の履行遅滞			542条1項4号
確定的履行拒絶	履行の全部拒絶により契約の全部の解除		542条1項2号
		履行の一部拒絶により契約の全部解除	542条1項3号後段
		履行の一部拒絶により契約の一部解除	542条2項2号
その他追完不能な不完全履行等			542条1項5号

検討してみましょう



□ パーツの納品できないことに帰責事由なし
→債務者の帰責事由不要

□ 契約を締結した目的を達することができない
→無催告解除を選択

注意点

契約書の見直しが
必要不可欠





約款

約款とは

- ・大量の同種取引を迅速・効率的に行うために作成された定型的な内容の取引条項
- ・鉄道、バスの運送約款、電気・ガスの供給約款、保険約款、インターネットサイトの利用約款

問題の所在

現在社会においては、大量の取引を迅速に行うため、詳細で画一的な取引条件等を定めた約款を用いることが必要。

⇒民法には約款に関する規定がない。

改正民法

約款という用語は、現在も企業などで広く使われており、その意味についての理解もバラバラであった。

そこで**定型約款**という概念を設け、これに限定した規定を設けた。

定型約款の要件

- ①ある特定の者が、不特定多数の者を相手方とし
- ②取引内容の全部又は一部が画一的であることが双方にとって合理的な取引において
- ③契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体

定型約款の例

- 鉄道・バスの運送約款
- 電気・ガスの供給約款
- 保険約款
- インターネットサイトの利用約款
- 銀行取引約款
- ソフトウェアの購入ライセンス
- 旅行・宿泊約款など

定型約款に該当しないもの ～契約書のひな形を用いた取引～

いずれかの契約当事者が契約書のひな型を用意したとしても、これは個別取引のためのものである。

それを利用する契約当事者間の交渉による変更もあるため、その取引は画一性のある取引ではない。

⇒定型約款にあたらない。

定型約款に該当しないもの ～当事者間の力関係に大きな差がある場合の契約～

一方当事者の力関係が強く、交渉で契約内容を変えることが事実上難しいという場合であっても、基本的には個別取引のためのものである。

契約条項が画一的であることが双方にとって合理的ではない。

⇒定型約款あたらない。

定型約款に該当しないもの ～不動産賃貸借契約～

不動産賃貸借契約も、目的たる不動産や個々の賃借人の個性が問題となることが多い。

⇒定型取引にあたらない場合が多い。

注意点

- 定型約款の規定については、定型約款の契約内容となるための要件、定型約款の内容が利用者に不利益な場合の効力、定型約款を変更する際の要件なども新たに新設された。
- 今後、定型約款を利用したいという場合は、早めに弁護士に相談することが大切！



最後に…

- ・ 本日説明したものは、民法改正のほんの一部
- ・ 売買契約・賃貸借契約など変更点多数

契約書の変更をしないと**会社側が不利益を被る可能性**



弁護士費用高いしなあ～

まずは自分で調べてみたい



企業法務のポイント 55

発行：2020年4月11日

サイズ：A5版 全280頁

価格：2,000円税込

今なら本日講師をした
岡弁護士のサインという
罰ゲーム的特典もあり



民法改正に関する質問や疑問
民法改正に伴う契約書の変更などは
弊所までお申し出ください



ご静聴ありがとうございました

弁護士法人山下江法律事務所

東京虎ノ門オフィス

支部長弁護士 岡篤志

電話（広島本部）：082-223-0695

（東京虎ノ門オフィス）：03-6632-5355

Email : oka@law-yamashita.com

次回のセミナー開催予定

「契約書作成の技法と A I 契約書診断の今」

＜日時＞ 2020年11月12日（木）
18：30～20：00（※予定）

＜講師＞弁護士 加藤 泰

山下江法律事務所では、年3回3・7・11月に
企業法務セミナーを開催します。